

## 鹿 児 島 県 公 報

令和元年11月26日（火）第59号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（高齢者生き生き推進課取扱い） 1  
 ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（高齢者生き生き推進課取扱い） 2  
 ○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（3件）（水産振興課取扱い） 2  
 ○漁獲共済に係る区域及び区分の設定（水産振興課取扱い） 3  
 ○特定養殖業者の規約の制定に係る同意の認定（水産振興課取扱い） 3  
 ○収去飼料の試験結果の公表（畜産課取扱い） 3  
 ○浄化槽法に基づく指定検査機関の指定の一部改正（都市計画課取扱い） 4  
 ○道路の位置指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 5

## 公 告

- 落札者等の公告（免許管理課取扱い） 5

## 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 5

## 告 示

## 鹿児島県告示第513号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和元年11月26日

## 鹿児島県知事 三反園訓

| 事業所              |                                    | 申請者          |                    |        | 指定年月日     | サービスの種類  |
|------------------|------------------------------------|--------------|--------------------|--------|-----------|----------|
| 名称               | 所在地                                | 名称           | 主たる事務所の所在地         | 代表者の氏名 |           |          |
| ニチイケアセンター阿久根     | 阿久根市鶴見町201林ビル1F2号室                 | 株式会社ニチイ学館    | 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 | 森 信介   | 令和元年11月1日 | 訪問介護     |
| ニチイケアセンター見次      | 霧島市隼人町見次寺ノ前595番3 SunShineMET 2階A号室 | 株式会社ニチイ学館    | 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 | 森 信介   | 令和元年11月1日 | 訪問介護     |
| ニチイケアセンター西原      | 鹿屋市西原四丁目9-15                       | 株式会社ニチイ学館    | 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 | 森 信介   | 令和元年11月1日 | 訪問介護     |
| 訪問看護ステーション結愛（ゆめ） | 伊佐市大口里484                          | 有限会社エヌアンドエッチ | 伊佐市大口里484          | 西 秀雄   | 令和元年11月1日 | 訪問看護     |
| 介護老人保健施設ラ・フォンテ   | 出水市五万石町281番地                       | 医療法人恵愛会      | 出水市五万石町802番地       | 下園 勇人  | 令和元年11月1日 | 訪問リハビリター |

|     |  |  |  |  |  |     |
|-----|--|--|--|--|--|-----|
| いずみ |  |  |  |  |  | ジョン |
|-----|--|--|--|--|--|-----|

## 鹿児島県告示第514号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和元年11月26日

鹿児島県知事 三反園訓

| 事業所                   |                  | 申請者              |                  |        | 指定年月日         | サービスの種類                     |
|-----------------------|------------------|------------------|------------------|--------|---------------|-----------------------------|
| 名称                    | 所在地              | 名称               | 主たる事務所の所在地       | 代表者の氏名 |               |                             |
| 訪問看護ステーション結愛（ゆめ）      | 伊佐市大口里484        | 有限会社エヌア<br>ンドエッチ | 伊佐市大口里484        | 西 秀雄   | 令和元年<br>11月1日 | 介護予防<br>訪問看護                |
| 介護老人保健施設ラ・フォンテ<br>いずみ | 出水市五万石町<br>281番地 | 医療法人恵愛会          | 出水市五万石町<br>802番地 | 下園 勇人  | 令和元年<br>11月1日 | 介護予防<br>訪問リハ<br>ビリテー<br>ション |

## 鹿児島県告示第515号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和元年11月26日から同年12月10日まで江口漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和元年11月26日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名  
日置市東市来町湯田741番地 久木留秀行  
日置市東市来町伊作田1796番地5 上菌和則  
日置市東市来町伊作田603番地1 小松俊春
- 2 加入区  
江口加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
江口漁業協同組合

## 鹿児島県告示第516号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和元年11月26日から同年12月10日まで鹿児島市漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和元年11月26日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名  
鹿児島市南林寺町17番15-702号 重信雅彦  
鹿児島市下荒田三丁目42番13号 迫和男  
鹿児島市田上五丁目10番17号 竹智譽
- 2 加入区  
鹿児島加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

鹿児島市漁業協同組合

**鹿児島県告示第517号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和元年11月26日から同年12月10日まで十島村漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和元年11月26日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名  
鹿児島郡十島村諏訪之瀬島103番地 伊東典親  
鹿児島郡十島村大字口之島1番地25 中村勝幸  
鹿児島郡十島村大字宝島53番地 前田功一
- 2 加入区  
十島加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
十島村漁業協同組合

**鹿児島県告示第518号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が令和元年11月26日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成27年12月18日鹿児島県告示第1073号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）は、廃止する。

令和元年11月26日

鹿児島県知事 三反園訓

| 区 域                     | 区 分  |
|-------------------------|--|
| 与論町区域<br>(与論町漁業協同組合の地区) | (1) 主として一本釣り漁業を営む漁業<br>(2) 主としてはえ縄漁業を営む漁業又は主として素潜り漁業を営む漁業<br>(3) 主として磯建網漁業を営む漁業<br>(4) 主としてロープびきとび魚浮敷網漁業を営む漁業<br>(5) (1)から(4)までに掲げる漁業以外の漁業 |

**鹿児島県告示第519号**

出水郡長島町獅子島2535番地2 湯元刷及び出水郡長島町獅子島2458番地 岩本巖からなされた次の一定の区域に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第125条の6第1項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和元年11月26日

鹿児島県知事 三反園訓

一定の区域

- 1 名称 長島町湯ノ口区域
- 2 区域 東町漁業協同組合の地区のうち獅子島湯ノ口の区域

**鹿児島県告示第520号**

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、令和元年9月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

令和元年11月26日

鹿児島県知事 三反園訓

栄養成分に関する検査

| 製造事業場等の名称、法人番号及び所在地                                    | 収去場所及び法人番号 | 飼料の名称               | 製造（輸入）年月  | 試験項目                             | 違反の内容 |
|--|------------|---------------------|-----------|----------------------------------|-------|
| 日清丸紅飼料（株）<br>鹿児島工場<br>2010001029465<br>（鹿児島市）          | 同左         | 日清丸紅印成鶏用配合飼料MT成鶏170 | 令和<br>元.9 | 栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん | 無     |
|  |            | 日清丸紅印種鶏用配合飼料ひむか15   | 元.9       | 栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん | 無     |
|  |            | 日清丸紅印配合飼料すくすく子豚     | 元.8       | 栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん | 無     |
|  |            | 日清丸紅印配合飼料ホレボレ肉豚     | 元.9       | 栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん | 無     |
|  |            | 日清丸紅印配合飼料ロケットスタート20 | 元.9       | 栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん | 無     |
|  |            | 海産魚育成用配合飼料モイストシルバー  | 元.8       | 栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん | 無     |
| （有）上原商会<br>リサイクルセンター<br>8340002001590<br>（鹿児島市）        | 同左         | 豚用混合飼料              | 元.9       | 栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん | 無     |
| （株）カミチク<br>ファーム<br>TMRセンター<br>9340002003074<br>（南さつま市） | 同左         | 牛用育成肥育前期（IZ）        | 元.9       | 栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん | 無     |

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名，試験値及び過不足の量を，原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第521号

平成13年9月25日鹿児島県告示第1263号（浄化槽法に基づく指定検査機関の指定）の一部を次のように改正し、令和元年11月26日から施行する。

令和元年11月26日

鹿児島県知事 三反園訓

1を次のように改める。

- 指定検査機関の名称，所在地及び代表者の氏名  
公益財団法人鹿児島県環境保全協会  
鹿児島市宇宿二丁目9番9号  
理事長 外菌勝蔵

## 始良・伊佐地域振興局告示第12号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和元年11月26日

始良・伊佐地域振興局長 永田秋人

| 指定の年月日         | 申請者の住所及び氏名等                                | 指 定 道 路                       |               |               |
|----------------|--|-------------------------------|---------------|---------------|
|                |  | 位 置                           | 延 長<br>(メートル) | 幅 員<br>(メートル) |
| 令和元年<br>10月25日 | 広島県安芸郡熊野町城之堀一丁目19番16号<br>今門孝巳              | 始良市東餅田字北五反畑<br>1682番1         | 35.00         | 4.05          |
| 令和元年<br>11月6日  | 始良市宮島町63番地1<br>山始ハウジング株式会社<br>代表取締役<br>池田清 | 始良市加治木町反土字東<br>塩入687番4及び687番9 | 76.72         | 6.00          |

## 公 告

## 落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和元年11月26日

鹿児島県警察本部交通部免許管理課長 大瀬靖

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
運転免許台帳ファイリングシステム用端末機器の賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県警察本部交通部免許管理課会計係  
鹿児島市南栄五丁目1番2号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年10月24日
- 4 落札者の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店  
福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 落札金額  
78,097,800円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和元年9月10日

## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第87号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和元年11月26日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

| 遊技機の種類  | 型式名            | 製造者の氏名又は名称 | 検定番号   |
|---------|----------------|------------|--------|
| ぱちんこ遊技機 | P花の慶次～蓮L16-V   | 株式会社ニューギン  | 9P1115 |
| ぱちんこ遊技機 | Pビッグドリーム2GFE   | 株式会社銀座     | 9P1390 |
| ぱちんこ遊技機 | P闘将覇伝HSJ-W     | 株式会社ジェイビー  | 9P1344 |
| 回胴式遊技機  | Sパチスロ1000ちゃんPX | 株式会社オーイズミ  | 9S1223 |